

固定資産税の過払い金等請求事件
鳥取地方裁判所平成 25 年 (行ウ) 第 3 号
平成 26 年 10 月 15 日判決

主 文

- 1 被告は、原告に対し、26万4600円を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを6分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事実及び理由

第3 判断

1 認定事実

(1) 本件土地がある越路ヶ丘地区は、温泉の源泉に近く、主に京阪神地域の温泉付き別荘地として開発、分譲された地区であり、原告も、平成元年に、温泉付き別荘地として本件土地を購入した(弁論の全趣旨)。

(2) 原告は、平成2年9月、本件土地上に本件建物を新築し、本件建物に温泉を引いた(弁論の全趣旨)。

(3) 被告が、前記前提事実(4)イのとおり、鳥取法務局から本件建物が新築された旨の通知を受けたことから、被告の固定資産評価補助員は、同年12月23日付けで、本件実地確認調査を行った。本件実地確認調査においては、被告の固定資産評価補助員が、原告らの立会いの下での立入り調査や原告らからの本件建物の利用目的に係る聴き取り調査等の様々な調査をするとともに、原告らから本件建物に関する建築確認資料の提示を受けた(乙1の1、1の2、弁論の全趣旨)。

そして、原告は、当該聴取り調査において、被告の固定資産評価補助員に対して、日常的な生活の本拠は大阪府高槻市にある居宅に置き、本件建物は専ら保養の用に供する目的で利用する旨説明した(弁論の全趣旨)。

(4) 被告の固定資産評価補助員は、これらの調査を踏まえて木造家屋部分別評点調査表及び家屋見取図を作成し、当該家屋見取図に本件建物の床面積が95.02平方メートルであること及び本件建物は別荘であることを記載した(乙1の1、1の2)。

(5) 被告長は、前記の木造家屋部分別評点調査表及び家屋見取図に基づいて、本件建物を別荘と認定するとともに、家屋課税台帳に本件建物の床面積を95.02平方メートル

と登録し、この床面積を前提とした本件建物の価格を登録した。その結果、被告長は、平成3年度において、原告に対し、本件土地については、本件特例が適用されないことを前提として算出された固定資産税を、本件建物については、床面積が95.02平方メートルであることを前提として算出された固定資産税を賦課した。(以上につき、弁論の全趣旨)

(6) その後、原告が、自己の住民票を高槻市から被告に移したり、被告に対して、本件建物の利用状況の変更を申告したりしたことはなかった上、被告が本件建物の利用状況に変化が生じた旨の情報を得たこともなかったことから、被告長は、本件建物の利用目的に変更はないと考え、平成4年度から平成24年度までの各年度も、原告に対して、本件土地については、本件特例が適用されないことを前提として算出された固定資産税を賦課し、本件建物については、床面積が95.02平方メートルであることを前提として算出された固定資産税を賦課した(弁論の全趣旨)。

2 争点(1)(被告長が本件土地に本件特例を適用せずに固定資産税を賦課したことにつき国家賠償法上の違法性及び過失が認められるか。)について

(1) 本件建物の別荘該当性について

ア 平成3年度から平成9年度まで

(ア) 平成9年度までは、前記前提事実(1)イ(イ)bのとおり、通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋又はその部分で主として保養の用に供する目的で所有するものが別荘に当たるとされていた。そこで、本件建物が、平成3年度から平成9年度までの間、この別荘の定義に該当していたといえるか否かを検討する。

(イ) 原告らは、平成3年度当時から現在に至るまで、日常的な生活の本拠は大阪府高槻市にある居宅に置いており、本件建物には、多くとも1か月あたり数回程度しか訪れていなかったことが認められる(弁論の全趣旨)。このような本件建物の利用頻度に照らすと、原告らが、日常的に本件建物に居住していたとまではいえないから、本件建物は「通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋」に当たるといふべきである。

また、本件土地が存在する越路ヶ丘地区は、前記1(1)のとおり、京阪神地域の温泉付き別荘地として開発、分譲された地区であり、原告も、温泉付き別荘地として本件土地を購入したことに加え、前記1(3)のとおり、原告は、本件実地確認調査がされた際に、当該固定資産評価補助員に対して、日常的な生活の本拠は大阪府高槻市にある自宅に置き、本件建物は専ら保養の用に供する目的で利用する旨説明していたことからすると、本件建物建築当時において、原告は「主として保養の用に供する目的で」本件建物を所有していたと認められる。そして、本件建物を建築してから現在に至るまで、原告の本件建物の利用態様が変化していないことからすると(弁論の全趣旨)、原告の本件建物の利用目的に変更があったとはいえない。

以上からすると、本件建物は、平成3年度から平成9年度までの間、「通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋又はその部分で主として保養の用に供する目的で所有するもの」に当たることから、その間は別荘と評価されるべきであったとい

える。

したがって、平成3年度から平成9年度までの間、被告長が本件特例を適用せずに本件土地の固定資産税を賦課したことは適法であるというべきである。

イ 平成10年度から平成23年度まで

(ア) 総論

前記前提事実(1)イ(イ)bのとおり、平成10年度以降は、別荘の定義が、毎月1日以上(これと同程度の居住を含む。)の用に供する家屋又はその部分以外の家屋又はその部分のうち専ら保養の用に供するものと改められたことから、本件建物が、平成10年度から平成23年度の間、この別荘の定義に該当していたといえるか否かを検討する。

(イ) 原告らが本件建物を毎月1日以上(イ)の用に供していたといえるかについて

原告らの本件建物の利用頻度について、被告は、本件建物における1か月ごとのLPガスの使用量をもとにその利用頻度を推認することが考えられるところ、「居住」の意義及び「2人世帯」における1か月当たりのLPガスの標準的な使用量に照らすと、原告が本件建物に「毎月1日以上(イ)の居住」をしていたと推認するためには、1月あたり0.51立方メートル以上のLPガスを使用していたことが必要であると主張する。

しかしながら、原告は、前記前提事実(3)アのとおり、本件建物のある鳥取市鹿野町から直線距離にして約160kmも離れている大阪府高槻市の居宅に生活の本拠を置いているために、原告が本件建物を利用した際には本件建物に1泊した可能性が高いと考えられることに加え、本件建物は、前記1(2)のとおり、温泉が引かれており、風呂を沸かすためにLPガスを使用する必要がないことから、本件建物に宿泊した際に使用されるLPガスの量は、一般の住居よりも、大幅に少なくなると考えられることも考慮すると、原告が本件建物でLPガスを使用したと認められる月は、たとえその使用量がわずかであったとしても、原告らが本件建物に最低1泊はしたと推認できるというべきである。

そして、原告らは、平成9年から平成23年まで間、本件建物において、別紙ガス使用量検証のとおりLPガスを使用したことが認められるから(弁論の全趣旨。同別紙は本件審理の過程で原告が提出した書面の内容を被告において整理したものである。)、平成9年、10年、12年、15年及び16年の5年間は、原告らが毎月1泊2日以上本件建物を利用したと推認できるのに対し、平成11年、13年、14年及び17年ないし22年の9年間は、ガス使用量からは直ちに原告らが本件建物を毎月1日以上利用していたと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、原告らは、平成9年、10年、12年、15年及び16年の5年は、本件建物に毎月1日以上居住していたといえるから、その5年については、本件建物を別荘と評価すべきでなかったといえる。したがって、被告長は、その5年の翌年度の賦課処分においては、本件土地に対して本件特例を適用した上で固定資産税を賦課すべきであったといえる。

(ウ) 毎月1日以上の居住と同程度の居住について

平成11年、13年、14年及び17年ないし22年の9年間については、前記(イ)のとおり、本件建物を毎月1日以上利用していたと認めることができないから、それらの年の本件建物が別荘に当たるかどうかを検討する上では、毎月1日以上 of 居住と同程度の居住があったといえるかどうかの問題となる。

ところで、ある建物が毎月1日以上 of 居住と同程度の居住の用に供されたというためには、毎月居住の用に供されたわけではないが、居住の用に供された月の利用頻度に照らすと、毎月1日以上 of 頻度で定期的に利用されている建物と同程度に利用されたといえることが必要となると考えられる。そうすると、ある建物が毎月1日以上 of 居住と同程度の居住の用に供されたというためには、その建物が1年間の大多数の月で居住の用に供され、かつ、居住の用に供された月においては多数回の利用があることが必要であるというべきである。

そこで検討するに、原告は、平成9年から平成22年の間、多い月で数回程度しか本件建物を利用しておらず(弁論の全趣旨)、本件建物が居住の用に供された月においても、多数回の利用がされたとはいえない状況にあったことからすると、原告が本件建物を1日以上利用したと認めることができない月が1か月しかない年であっても、本件建物が毎月1日以上 of 居住と同程度の居住の用に供されたとはとはいえないというべきである。

したがって、平成11年、13年、14年及び17年ないし22年の9年間は、本件建物が毎月1日以上 of 居住と同程度の居住の用に供されたとはいえない。

(エ) 保養目的について

原告の本件建物の利用目的は、前記ア(イ)のとおり、本件建物を建築してから現在に至るまで変更されていないといえるから、原告は、平成9年から平成22年の間も、本件建物を保養の用に供する目的で所有していたといえる。

したがって、本件建物は、平成11年、13年、14年及び17年ないし22年の9年間は、毎月1日以上 of 居住(これと同程度の居住を含む。)の用に供する家屋又はその部分以外の家屋であり、専ら保養の用に供するものに当たるといえるから、この9年間は本件建物を別荘と評価すべきである。よって、被告長が、この9年間の翌年度において、本件土地に対して本件特例を適用せずに固定資産税を賦課したことは適法であるというべきである。

ウ 小括

(ア) 以上からすると、被告長は、平成10年度、11年度、13年度、16年度及び17年度の5年度においては、本件土地に対して本件特例を適用した上で固定資産税を賦課すべきであったといえる。

(イ) a 他方、被告長が、平成3年度ないし9年度、12年度、14年度、15年度及び18年度ないし23年度に、本件土地に対して本件特例を適用せずに固定資産税を賦課したことは適法であるというべきである。

b この点に関して、原告は、被告長が、鳥取市民（旧鹿野町民）でない原告を差別的に扱うために、本件特例を適用することなく本件土地の固定資産税を賦課したことから、本件土地に係る固定資産税の賦課処分は、憲法 11 条、14 条、17 条、22 条及び 84 条に反する違憲な賦課処分である旨主張するが、被告長がそのような差別的な取扱いをしたと認めるに足りる証拠はないことから、原告の主張は採用できない。

c 以上より、被告長が、平成 3 年度ないし 9 年度、12 年度、14 年度、15 年度及び 18 年度ないし 23 年度に、本件土地に対して本件特例を適用せずに固定資産税を賦課したことに係る国家賠償請求については、その余の点について判断するまでもなく、理由がないというべきである。

(2) 被告長が、法改正後も本件建物を「別荘」と認定し続けたことについて、職務上尽くすべき注意義務を尽くしたといえるか。

ア 被告長は、前記 (1) ウ (ア) のとおり、平成 10 年度、11 年度、13 年度、16 年度及び 17 年度の 5 年度は、本件土地に対して本件特例を適用すべきであったにもかかわらず、本件建物を別荘と認定して、本件土地に本件特例を適用せずに、固定資産税を過大に賦課してきたことが認められる。

もっとも、被告長が本件土地の固定資産税を過大に賦課したことが、国家賠償法 1 条 1 項にいう違法に当たるか否かは、固定資産税等を過大に賦課したという結果のみをもって判断されるべきではなく、被告長が、本件特例の適用に関し、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしたか否かにより判断するのが相当である（最高裁平成元年（受）第 930 号、第 1093 号同 5 年 3 月 11 日第一小法廷判決・民集 47 卷 4 号 2863 頁参照）。

イ 固定資産税については、地方税法上、申告納税方式ではなく、賦課課税方式が採用されており、被告担当職員は住宅用地の要件を満たす土地につき、本件特例を適用するか否かの裁量を有するものではないと解されること及び法 403 条 2 項は、固定資産の評価の適正と均衡を確保するため、固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法により、公正な評価をするように努めなければならないと規定しており、本件特例の適用についても、固定資産の公正な評価が要請されることは明らかであることからすれば、被告長は、本来的には、個別住民との関係で、本件特例の適用要件の有無を調査し、本件特例が適用される土地については本件特例に従って算出した固定資産税の賦課処分をすることが望まれていることは、否定しがたいところである。

ウ そして、平成 10 年度以降の別荘の定義が、前記前提事実 (1) イ (イ) b のとおり、平成 10 年政令第 114 号及び平成 10 年自治省令第 16 号によって改められたことにより、本件特例が適用される範囲が変化したこと、しかも、この変化は、被告が自認するとおり、法令上の別荘の範囲を縮減する方向での定義の改変によるものであったこと（第 2 の 4 (1) イ (ア) b (a))、したがって、従来別荘認定を受けていたが、この定義の改変に伴って別荘認定を免れる事例が生じるであろうことは当然に想定されるはずであるこ

とからすれば、被告長としては、この改正によって、土地上の建物の別荘該当性について変化が生じるのかどうかにつき可能な限りの確な情報を収集し、かかる情報に基づいて土地の固定資産税を賦課すべき義務があったというべきである。

この点、確かに、平成10年政令第114号及び平成10年自治省令第16号による改正後の別荘の定義では、毎月1日以上居住又はこれと同程度の居住という建物の利用頻度が問題となるところ、この利用頻度については、本来、その建物の所有者、建物所有者に土地を利用させている土地の所有者又はこれらの関係者しか知りえない事柄である。したがって、被告がこれを具体的に認識しようとするなら、上記建物所有者等に直接その利用頻度を確認せざるを得ないことになる。しかるところ、被告においては、その行政区画内に固定資産税の課税対象となる土地が約37万筆もあるため（弁論の全趣旨）、被告の評価担当職員が、それらの土地全てについて、土地上にある建物の所有者等に対して、その建物の利用頻度を確認することは、被告に事実上不可能なことを要求するものであって、相当とはいえない。

しかしながら、前記イのとおり、固定資産の評価事務においては、あらゆる方法により公正な評価に努めることはそもそも法律上の要請であるとともに、先に指摘したとおり、平成10年度以降本件特例の適用範囲が縮小方向に改められ、したがって別荘認定を免れる事案が生じ得ることが相当に高い確率をもって予想される以上、被告長としては、課税対象たる土地の筆数が膨大であるという事情のみを理由として拱手傍観することが許容されるとは思われない。かかる事情を考慮してもなお、被告長としては、上記のとおり、別荘該当性の変化に関する情報を収集すべく合理的な範囲で手段を尽くすべきものであると考える。一例を挙げれば、被告の広報誌紙等に、別荘の定義が改められ、本件特例の適用範囲に変動が生じたこと及びその改正によって別荘から住居へ変更される可能性がある建物の敷地の所有者は被告に届け出てほしい旨を記載し、本件改正により本件特例の適用可能性がある土地の所有者に対して当該建物の利用頻度について申し出るよう促すなどして、本件特例の適用可能性がある土地の情報を入手し易くする措置を講ずることなどが考えられよう。この程度の措置すらとらずに建物の利用状況等に変化があった旨の情報が確認されなかったとして漫然と本件特例の適用をしなかった場合には、本件特例の適用に関し、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしたとはいえないというべきである。

エ 本件において、被告長は、前記1(6)のとおり、被告が本件建物の利用状況に変化が生じた旨の情報を得ておらず、原告が自主的に本件建物の利用目的の変更に係る申告をしたことなどもなかったとして、漫然と本件土地に本件特例を適用することなく固定資産税を賦課し続けたものであり、前記ウのように課税対象となる土地の所有者に対して申出を促すなどの合理的な情報収集措置を講じたことを認めるに足りる証拠はないから、被告は前記ウの注意義務を怠ったといわざるを得ない。

したがって、被告長が、原告に対して、平成10年度、11年度、13年度、16年度及び17年度において、本件特例を適用することなく、固定資産税を賦課したことについて

て、国家賠償法上の違法性及び過失があるというべきである。

3 争点(2)(被告長が本件建物の床面積を95.02平方メートルと認定して固定資産税を賦課したことにつき国家賠償法上の違法性及び過失が認められるか。)について

固定資産評価基準では、前記前提事実(2)ウ(ウ)のとおり、建物の床面積の算定方法は定められているものの、建物の床面積を登記簿上の床面積と一致させなければならないとはされていない上、その測量者についての定めも置かれていない(職務上顕著な事実)。

このような固定資産評価基準の定めからすれば、被告長が、測量士の資格を有しない被告の固定資産評価補助員に本件建物の測量をさせたことが直ちに違法になるものでもないし、不動産登記簿上の床面積と異なる床面積を元に固定資産税を賦課したことが、直ちに違法となるものでもない。

しかも、不動産登記簿上の床面積の算定方法(不動産登記規則115条)と固定資産評価基準の定める測量方法は同一であるところ、不動産登記簿上の床面積と被告の固定資産評価補助員が算出した床面積は0.5平方メートル(床面積全体の約0.53%)しか違いがなく、その差は誤差の範囲内にとどまっていると評価できることからすると、被告の固定資産評価補助員の測量に問題があったとも認められない。

以上からすると、被告長が、本件建物の床面積が95.02平方メートルであることを前提として、本件建物に対する固定資産税を賦課したことについて、国家賠償法上の違法性があるとはいえないし、過失があったともいえない。

4 争点(3)(原告の損害額はいくらか。)について

(1)被告長が前記2(2)ウの義務を果たしていれば、原告が、被告に対して、本件建物の利用頻度について申し出ることにより、平成10年度、11年度、13年度、16年度及び17年度の5年度において、本件土地に本件特例が適用され、本件土地に係る固定資産税額が減額されたと考えられるから、原告の損害額は、原告がこの5年度分の固定資産税として実際に支払った金額と、本件特例が適用された場合にこの5年度分の固定資産税として賦課されることになる金額の差額ということになる。

(2)そこで、この差額を検討するに、被告長が、平成10年度から平成23年度の間、原告に対して賦課した本件土地及び本件建物の固定資産税額の合計は別紙固定資産税額対比表の「特例適用無」欄の「税額」欄に記載されたとおりであると認められる(乙14)。他方、本件特例が適用されると、前記前提事実(1)イ(イ)aのとおり、本件土地のうち200平方メートルまでは課税標準が6分の1となり、本件土地のうち200平方メートルを超える部分は課税標準が3分の1になるから、平成10年度から平成23年度における、本件特例が適用された場合の本件土地及び本件建物の固定資産税額の合計は、別紙固定資産税額対比表の「特例適用有」欄の「税額」欄に記載されたとおりであると認められる(乙14)。

そうすると、平成10年度、11年度、13年度、16年度及び17年度の5年度における、原告が実際に支払った固定資産税額と本件特例が適用された場合の固定資産税額の

差額は、別紙固定資産税額対比表の「差引」欄のとおり、平成10年度につき4万8100円、平成11年度につき4万9400円、平成13年度につき5万1900円、平成16年度につき5万7600円、平成17年度につき5万7600円となるから、原告の損害額は合計で26万4600円となる。

(3) 原告は、この損害額について、前記(2)の過払固定資産税の他に、期間中金利負担金53万8000円、交通費等費用12万円を損害として被ったと主張する。

しかしながら、原告の主張する期間中金利負担金がいかなる性質の金銭なのかが不明であることに加え、原告が期間中金利負担金として53万8000円、交通費等費用として12万円の損害を被ったことを示す証拠が提出されていないことからすると、原告の主張は採用できない。

(4) よって、原告は、被告に対し、国家賠償法1条1項による損害賠償として、26万4600円の支払を求めることができることになる。

第4 結論

以上により、原告の請求は、第3の4(4)の限度で理由があるから、これを認容し、その余については理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 大島雅弘 裁判官 力元慶雄 桐谷康)